

乳業団体 御中

一般社団法人 J ミルク

国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施要領の一部改正について

拝啓 平素は J ミルクの事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業の実施については、4 月 7 日付で実施要領を策定し公表したところでございますが、より本事業を多くの乳業関係者に効率的かつ円滑にご活用いただくため、下記の通り実施要領の一部を改正いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、本事業実施にあたりまして、貴会から関係者にご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施要領新旧対照表

新	旧
第 1～第 2 (略)	第 1～第 2 (略)
第 3 事業実施主体 本事業が助成の対象とする事業実施主体は、次の通りとする。 1 第 2 の 1 に事業にあつては、全国乳業協同組合連合会 2 第 2 の 2 の事業にあつて、全国を範囲とする事業については乳業団体、地域を範囲とする事業にあつては J ミルク会員たる地域ブロックを範囲とする乳業団体及びその都府県会員	第 3 事業実施主体 本事業が助成の対象とする事業実施主体は、次の通りとする。 1 第 2 の 1 に事業にあつては、全国乳業協同組合連合会 2 第 2 の 2 の事業にあつて、全国を範囲とする事業については全国乳業協同組合連合会、地域を範囲とする事業にあつては J ミルク会員たる地域ブロックを範囲とする乳業団体
第 4～第 8 (略)	第 4～第 8 (略)
附則 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要領の改正は、平成 29 年 6 月 26 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものとする。	附則 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2. 主な改正点

人材育成等の研修会の開催や HACCP 制度化の対応など外部研修会への受講料・旅費の助成等に関する国産牛乳乳製品高付加価値化の支援事業の事業実施主体について

- ① 全国を範囲とする事業を一般社団法人日本乳業協会及び全国農協乳業協会が実施できるように変更
- ② 地域を範囲とする事業実施主体に都府県牛乳(乳業)協会が実施できるように変更

3. 本事業のお問い合わせ先

一般社団法人 J ミルク 総務グループ 関 芳和
TEL03-6226-6351 E-mail y-seki@j-milk.jp

以上

国産牛乳乳製品高付加価値化事業の実施内容

1

国際化の進展を踏まえ、中小乳業の経営体質の強化により、全国の牛乳乳製品の価値向上に貢献する経営モデルへの転換の促進を図るための支援を実施

①高付加価値化に向けた戦略・アクションプランの策定

- 乳業連合が実施
- ◆ 専門家の調査等により共通・規模別課題などを把握
⇒管理・生産・販売・商品開発・物流など様々な視点で
 - ◆ 乳業団体・中小乳業者・専門家等により課題解決に向けた戦略検討
⇒課題に即したアクションプランを策定共有

②HACCP制度化対応や高付加価値化に向けた人材育成・調査指導

- 中央団体または地域の乳業団体が実施
- ◆ HACCPの専門家による現地調査・指導・事例収集・分析
⇒制度化へ向けた課題を把握・共有し乳業者自ら対応する体制づくり
 - ◆ 人材育成のための全国・地域での研修会の開催等
⇒HACCP、製造技術・品質、マーケティングなど

研修会等のテーマ例

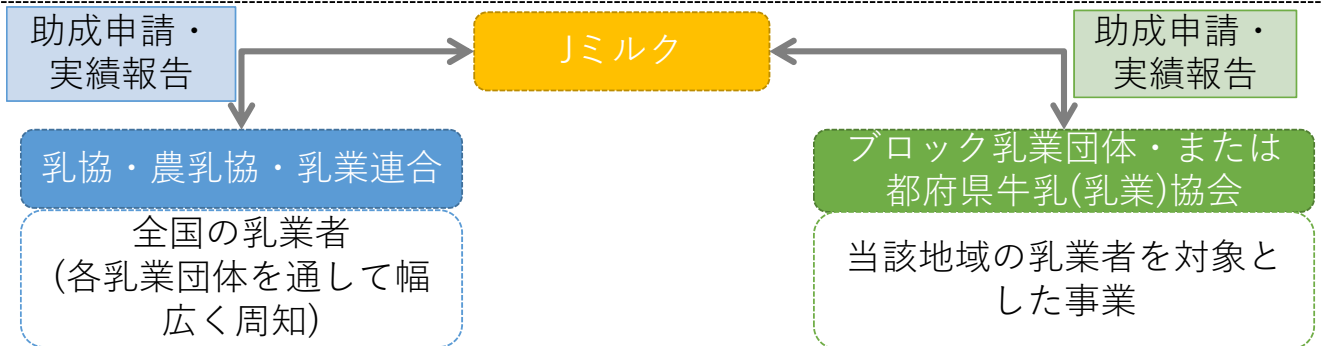
- ・ HACCP制度化への対応方法と取得準備の手順
- ・ 中小乳業におけるマーケティング展開の理論と実践
- ・ 牛乳の風味問題とリスク管理の方法
- ・ 社内人材の能力開発、幹部育成
- ・ 乳製品製造の基礎と応用

乳業3団体が実施する事業は他の乳業団体からの案内により
全国の乳業者も対象に実施

研修会等の支援事業の助成対象と実施フロー

2

旅費等の助成・及び専門家の調査・指導等の対象となる乳業者はJミルクへ一般拠出金及び基盤強化対策金を拠出していることが条件



助成対象経費

HACCP制度化に対応するため専門家による現地調査・指導

- ①調査・指導等の専門家の謝金・旅費を定額助成(謝金不足分は乳業者負担)
- ②調査報告書の原稿料を定額助成

人材育成のための全国・地域での研修会の開催・外部研修の参加支援

- ①研修会の会場借料・会議費・講師謝金・旅費を定額助成
- ②外部研修会参加費・旅費を1/2助成(乳協研修会も対象) (1社1名まで)

都道府県牛乳協会に関する事業にもぜひご活用ください。
ご不明な点はJミルク担当者へお問い合わせください。

担当者：総務グループ 関
TEL03-6226-6351